

令和8年3月

盛岡市一般会計・特別会計予算

# 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 3 号	令和 8 年度盛岡市一般会計予算……………	1
議案第 4 号	令和 8 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算……………	12
議案第 5 号	令和 8 年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算……………	15
議案第 6 号	令和 8 年度盛岡市介護保険費特別会計予算……………	18
議案第 7 号	令和 8 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算……………	22
議案第 8 号	令和 8 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算……………	25
議案第 9 号	令和 8 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計予算……………	29
議案第 10 号	令和 8 年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算……………	32
議案第 11 号	令和 8 年度盛岡市東中野財産区特別会計予算……………	35
議案第 12 号	令和 8 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計予算……………	38

議案第 3 号

令和 8 年度盛岡市一般会計予算

令和 8 年度盛岡市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 126,510,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 19 日 提出

盛岡市長 内 舘 茂

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市税		44,944,674
	1 市民税	21,492,730
	2 固定資産税	18,220,729
	3 軽自動車税	772,935
	4 市たばこ税	1,998,531
	5 入湯税	57,204
	6 都市計画税	2,323,927
	7 宿泊税	78,618
2 地方譲与税		978,486
	1 地方揮発油譲与税	177,367
	2 自動車重量譲与税	679,895
	3 森林環境譲与税	121,224
3 利子割交付金		117,745
	1 利子割交付金	117,745
4 配当割交付金		214,526
	1 配当割交付金	214,526
5 株式等譲渡所得割交付金		272,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	272,000
6 法人事業税交付金		642,989
	1 法人事業税交付金	642,989
7 地方消費税交付金		8,912,899
	1 地方消費税交付金	8,912,899
8 ゴルフ場利用税交付金		21,480
	1 ゴルフ場利用税交付金	21,480
9 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1

款	項	金 額
10	環境性能割交付金	1,000
	1 環境性能割交付金	1,000
11	地方特例交付金	431,690
	1 個人住民税減収補填特例交付金	270,880
	2 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金	31,300
	3 自動車税減収補填特例交付金	61,270
	4 軽自動車税減収補填特例交付金	68,240
12	地方交付税	20,087,980
	1 地方交付税	20,087,980
13	交通安全対策特別交付金	49,047
	1 交通安全対策特別交付金	49,047
14	分担金及び負担金	281,876
	1 負担金	279,926
	2 分担金	1,950
15	使用料及び手数料	1,765,806
	1 使用料	1,301,671
	2 手数料	464,135
16	国庫支出金	24,695,905
	1 国庫負担金	20,302,483
	2 国庫補助金	4,295,143
	3 委託金	98,279
17	県支出金	10,440,374
	1 県負担金	6,905,401
	2 県補助金	3,005,404
	3 委託金	529,569
18	財産収入	345,203

款	項	金 額
		千円
	1 財産運用収入	263,704
	2 財産売却収入	81,499
19 寄附金		1,018,105
	1 寄附金	1,018,105
20 繰入金		1,915,606
	1 特別会計繰入金	121,931
	2 基金繰入金	1,793,675
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		1,514,307
	1 延滞金、加算金及び過料	49,516
	2 市預金利子	64,310
	3 貸付金元利収入	156,329
	4 受託事業収入	79,379
	5 公営企業貸付金元利収入	56
	6 雑入	1,164,717
23 市債		7,858,300
	1 市債	7,858,300
	歳 入 合 計	126,510,000

# 歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 635,108
	1 議会費	635,108
2 総務費		12,889,370
	1 総務管理費	10,785,872
	2 徴税費	1,250,253
	3 戸籍住民基本台帳費	674,027
	4 選挙費	46,610
	5 統計調査費	49,535
	6 監査委員費	83,073
3 民生費		56,022,359
	1 社会福祉費	22,112,841
	2 児童福祉費	25,970,308
	3 生活保護費	7,939,210
4 衛生費		9,873,856
	1 保健衛生費	2,969,935
	2 清掃費	4,460,934
	3 保健所費	2,442,987
5 労働費		264,371
	1 労働諸費	264,371
6 農林費		2,117,697
	1 農業費	1,556,562
	2 林業費	561,135
7 商工費		1,741,110
	1 商工費	1,741,110
8 土木費		11,981,348
	1 土木管理費	264,091

款	項	金 額
		千円
	2 道路橋りょう費	4,707,485
	3 河川費	219,282
	4 都市計画費	5,688,929
	5 住宅費	1,101,561
9	消防費	4,838,902
	1 消防費	4,838,902
10	教育費	13,196,461
	1 教育総務費	1,385,090
	2 小学校費	5,227,458
	3 中学校費	2,249,363
	4 高等学校費	742,373
	5 幼稚園費	112,292
	6 社会教育費	2,861,397
	7 保健体育費	618,488
11	災害復旧費	6,864
	1 農林業施設災害復旧費	6,864
12	公債費	12,892,554
	1 公債費	12,892,554
13	予備費	50,000
	1 予備費	50,000
	歳 出 合 計	126,510,000

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
盛岡中央消防署救助工作車の購入に必要とする経費についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和14年度	千円 2億9,869万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡西消防署厨川出張所水槽付消防ポンプ自動車の購入に必要とする経費についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和14年度	1億1,823万円に物価変動等による増減額を加算した額
消防ポンプ自動車の購入に必要とする経費についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和9年度	9,587万円に物価変動等による増減額を加算した額
小型動力ポンプ付積載車の購入に必要とする経費についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和9年度	1,735万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡西消防署高圧受変電設備部品交換等修繕に必要とする経費についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和9年度	1,025万円に物価変動等による増減額を加算した額
厨川地区活動センター・厨川老人福祉センター複合化事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和9年度	1億9,547万円に物価変動等による増減額を加算した額
けやき荘解体事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和9年度	4億398万円に物価変動等による増減額を加算した額
旧盛岡市宮野球場解体事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和9年度	2億4,853万円に物価変動等による増減額を加算した額
仙北小学校屋内運動場長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和9年度	4億883万円に物価変動等による増減額を加算した額
プール改修事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和9年度	1億9,663万円に物価変動等による増減額を加算した額
太田地区土地区画整理事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和9年度	1億5,927万円に物価変動等による増減額を加算した額
学校情報化推進事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和11年度	5,870万円に物価変動等による増減額を加算した額
農業近代化資金の融資に伴う利子補給についての債務負担 (令和 8年度分)	自 令和8年度 至 令和27年度	年0.50%以内

事 項	期 間	限 度 額
商工振興資金の融資に伴う保証料補給についての債務負担 (令和 8 年度分)	自 令和 8 年度 至 令和17年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の額 千円
盛岡市市営住宅及び共同施設並びに盛岡市コミュニティ住宅及び関連施設の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 8 年度分)	自 令和 8 年度 至 令和12年度	5 億 1, 5 6 7 万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立向中野児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 8 年度分)	自 令和 8 年度 至 令和12年度	9, 0 4 4 万円に物価変動等による増減額を加算した額

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務費長寿命化事業債	174,000	借入先 財務省、銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 令和8年度 ただし、財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
旧盛岡市営野球場 解体事業債	85,700			
土淵地区活動センター 大規模改修事業債	47,100			
盛岡体育館長寿命化 改修事業債	420,000			
厨川地区活動センター・ 厨川老人福祉センター 複合化事業債	12,700			
(仮称)都南東部体育館 整備事業債	315,500			
手代森保育園園舎 解体事業債	42,500			
民生費長寿命化事業債	5,400			
旧都南老人福祉センター 解体事業債	24,100			
社会福祉施設整備事業債	25,600			
中野地区活動センター・ 川目老人福祉センター 複合化事業債	3,500			
山王老人福祉センター 外2施設建設事業債	418,200			
けやき荘解体事業債	92,600			
デジタル活用推進事業債	403,600			
動物愛護管理センター 整備事業債	21,400			
上水道安全対策 事業出資債	176,000			
飲料水供給施設等 解体事業債	27,200			
廃棄物処分場整備事業債	59,500			
労働費長寿命化事業債	1,500			
都南サイクリングターミ ナル解体事業債	64,900			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村整備事業債	90,500			
林道整備事業債	20,000			
江柄地区農業集落 飲雑用水供給施設 整備事業債	31,500			
公有林整備事業債	18,600			
総合交流ターミナル 整備事業債	10,200			
農林施設整備事業債	1,700			
都南つどいの森レストハ ウス解体事業債	14,200			
商工費長寿命化事業債	2,500			
盛岡南地区物流拠点 整備事業債	139,900			
脱炭素化推進事業債	13,700			
地方道路等整備事業債	1,416,700			
道路整備事業債	126,200			
急傾斜地崩壊対策事業債	700			
河川整備事業債	54,000			
公園整備事業債	166,600			
公営住宅建設事業債	309,200			
消防施設整備事業債	180,300			
校舎安全対策 改修事業債	1,124,400			
トイレ環境整備事業債	213,600			
玉山学校給食センター 長寿命化改修事業債	4,600			
厨川小学校校 複合化事業債	380,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上田公民館 大規模改修事業債	803,600			
スクールバス車 両更新事業債	10,000			
城北小学校校舎 長寿命化改修事業債	50,600			
(仮称)盛岡市第二学校 給食センター整備事業債	12,500			
プール改修事業債	100,100			
教育費長寿命化事業債	93,900			
教育施設空調設備 整備事業債	47,500			
計	7,858,300			

議案第 4 号

令和 8 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

令和 8 年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 52,155 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 14,340
	1 一般会計繰入金	14,340
2 繰越金		3,025
	1 繰越金	3,025
3 諸収入		34,790
	1 貸付金元利収入	31,807
	2 雑入	2,983
	歳 入 合 計	52,155

## 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	52,155
	1 貸付費	34,785
	2 貸付事務費	17,370
	歳 出 合 計	52,155

議案第 5 号

令和 8 年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

令和 8 年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,518,568 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 19 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険税	4,560,242
	1 国民健康保険税	4,560,242
2	使用料及び手数料	3,877
	1 手数料	3,877
3	国庫支出金	27
	1 国庫補助金	27
4	県支出金	17,783,462
	1 県負担金	17,395,927
	2 県補助金	387,534
	3 財政安定化基金交付金	1
5	財産収入	1,666
	1 財産運用収入	1,666
6	繰入金	2,091,390
	1 一般会計繰入金	1,957,545
	2 基金繰入金	133,845
7	繰越金	1
	1 繰越金	1
8	諸収入	77,903
	1 延滞金、加算金及び過料	64,488
	2 雑入	13,415
	歳入合計	24,518,568

# 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 458,819
	1 総務管理費	202,989
	2 徴税费	255,327
	3 運営協議会費	503
2 保険給付費		17,498,291
	1 療養諸費	15,137,686
	2 高額療養費	2,301,401
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	46,020
	5 葬祭諸費	10,650
	6 医療費助成費	2,500
	7 傷病手当金	33
3 国民健康保険事業費納付金		6,281,283
	1 医療給付費納付金	4,093,912
	2 後期高齢者支援金等納付金	1,545,041
	3 介護納付金	491,460
	4 子ども・子育て支援納付金	150,870
4 保健事業費		250,131
	1 保健事業費	250,131
5 基金積立金		1,614
	1 基金積立金	1,614
6 諸支出金		28,430
	1 償還金及び還付加算金	28,430
歳 出 合 計		24,518,568

議案第 6 号

令和 8 年度盛岡市介護保険費特別会計予算

令和 8 年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,230,890 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 19 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1	保険料	5,986,687
	1 介護保険料	5,986,687
2	使用料及び手数料	569
	1 手数料	569
3	国庫支出金	6,503,812
	1 国庫負担金	4,997,751
	2 国庫補助金	1,506,061
4	支払基金交付金	7,440,844
	1 支払基金交付金	7,440,844
5	県支出金	3,867,157
	1 県負担金	3,774,096
	2 県補助金	93,061
6	財産収入	3,312
	1 財産運用収入	3,312
7	繰入金	4,422,295
	1 一般会計繰入金	4,191,774
	2 基金繰入金	230,521
8	繰越金	7
	1 繰越金	7
9	諸収入	6,207
	1 延滞金、加算金及び過料	411
	2 雑入	5,796
	歳入合計	28,230,890

# 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 434,697
	1 総務管理費	221,634
	2 徴収費	46,795
	3 介護認定審査会費	163,187
	4 趣旨普及費	3,081
2 保険給付費		26,990,298
	1 介護サービス等諸費	25,009,955
	2 介護予防サービス等諸費	648,218
	3 その他諸費	35,987
	4 高額介護サービス等費	731,704
	5 高額医療合算介護サービス等費	83,929
	6 特定入所者介護サービス等費	480,505
3 地域支援事業費		683,345
	1 サービス・活動事業費	547,431
	2 一般介護予防事業費	17,468
	3 包括的支援事業・任意事業費	114,354
	4 その他諸費	3,032
	5 高額介護予防サービス費	503
	6 高額医療合算介護予防サービス費	557
4 保健福祉事業費		9,699
	1 保健福祉事業費	9,699
5 基金積立金		3,312
	1 基金積立金	3,312
6 諸支出金		108,539
	1 償還金及び還付加算金	5,087
	2 繰出金	103,452

款	項	金 額
7 予備費		千円 1,000
	1 予備費	1,000
	歳 出 合 計	28,230,890

議案第 7 号

令和 8 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

令和 8 年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,868,520千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日 提出

盛岡市長 内 舘 茂

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	3,946,446
	1 後期高齢者医療保険料	3,946,446
2	使用料及び手数料	536
	1 手数料	536
3	繰入金	914,633
	1 一般会計繰入金	914,633
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	6,904
	1 延滞金、加算金及び過料	702
	2 償還金及び還付加算金	6,200
	3 雑入	2
	歳入合計	4,868,520

## 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	48,462
	1 総務管理費	4,715
	2 徴収費	43,747
2	後期高齢者医療広域連合納付金	4,812,858
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,812,858
3	諸支出金	6,200
	1 償還金及び還付加算金	6,200
4	予備費	1,000
	1 予備費	1,000
	歳 出 合 計	4,868,520

議案第 8 号

令和 8 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

令和 8 年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,147,078千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和 8 年 2 月 19 日 提出

盛岡市長 内 舘 茂

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	使用料及び手数料	628,639
	1 使用料	628,638
	2 手数料	1
2	繰入金	15,094
	1 一般会計繰入金	15,094
3	繰越金	1
	1 繰越金	1
4	諸収入	271,462
	1 雑入	271,462
5	市債	91,600
	1 市債	91,600
6	国庫支出金	140,282
	1 国庫補助金	140,282
	歳 入 合 計	1,147,078

## 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	市場総務費	1,145,139
	1 市場管理費	1,145,139
2	公債費	1,439
	1 公債費	1,439
3	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	1,147,078

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場 整備事業債	91,600	借入先 財務省、銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 令和8年度 ただし、財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	91,600			

議案第 9 号

令和 8 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計予算

令和 8 年度盛岡市の新産業等用地整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,543千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日 提出

盛岡市長 内 舘 茂

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 121,521
	1 一般会計繰入金	121,521
2 使用料及び手数料		12
	1 使用料	12
3 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
	歳 入 合 計	121,543

## 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	新産業等用地整備事業費	110
	1 新産業等用地整備費	110
2	新産業等用地管理費	535
	1 新産業等用地管理費	535
3	公債費	120,898
	1 公債費	120,898
	歳 出 合 計	121,543

議案第 10 号

令和 8 年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

令和 8 年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,724千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日 提出

盛岡市長 内 舘 茂

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 財産収入		13,723
	1 財産運用収入	13,723
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
	歳入合計	13,724

歳 出

款	項	金 額
1 管理事務費		千円 13,724
	1 管理事務費	13,724
歳 出 合 計		13,724

議案第 11 号

令和 8 年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

令和 8 年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,722千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日 提出

盛岡市長 内 舘 茂

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 2,721
	1 財産運用収入	2,720
	2 財産売却収入	1
2 諸収入		1
	1 雑入	1
	歳 入 合 計	2,722

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 2,722
	1 財産管理費	2,722
歳 出 合 計		2,722

議案第 12 号

令和 8 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計予算

令和 8 年度盛岡市の東中野、東安庭、門財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 686 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売却収入	1
2 繰入金		677
	1 一般会計繰入金	677
3 諸収入		1
	1 雑入	1
	歳入合計	686

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 686
	1 財産管理費	686
歳 出 合 計		686